

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和3年度第2四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和3年度地中熱等促進事業調査業務委託	その他調査	中央開発(株)	5,720,000円	令和3年7月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	令和3年度容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー(環境18号)の点検・整備業務委託	機械設備等保守点検	ロジスネクスト近畿(株)	1,189,650円	令和3年7月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	ごみ収集車両運行管理システム データ抽出・検証機能追加業務委託	情報処理	Joker Piece(株)	2,816,000円	令和3年7月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	西北環境事業センターほか4か所給湯用温水ボイラ点検業務委託	機械設備等保守点検	(株)日本サーモエナー	1,958,000円	令和3年9月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度地中熱等導入促進事業調査業務委託

2 契約の相手方

中央開発（株）

3 随意契約理由

大阪市では、地中熱等利用の促進に向け、平成28年度から本市域において帯水層蓄熱冷暖房の実装を可能にする制度案に関する検討や、環境省実証事業を活用したアミティ舞洲での帯水層蓄熱冷暖房システム構築などの取組を行ってきた。その結果、国家戦略特区制度に基づく特例措置が認められたが、その特例措置の要件の1つとして、本技術の導入場所において、事前に実証実験を行い地下水位などに著しい変化がないことを確認することが定められており、現在、市域へのさらなる普及拡大に向けて大きなハードルとなっている。

本業務では、大阪市域での帯水層蓄熱利用の普及に向けて、地盤環境に配慮した地下水の有効利用のあり方を検討し、現行の揚水規制のさらなる緩和をめざすことを目的としている。

そのためには、アミティ舞洲に構築した帯水層蓄熱冷暖房の運用状況や周辺地盤環境状況を調査し、これまでの実証事業の結果を踏まえつつ、大阪市域における地下水の有効利用に向けた新たな地盤環境管理手法や揚水規制のあり方について検討することが必要である。また、その実現には、調査結果等に基づき検討した内容について国の合意を得る必要があることから、本業務は、環境省担当官や学識経験者などで組織する検討会での議論を経ながら進めることとしている。

本業務の遂行にあたっては、地下水揚水量と地盤沈下の相関に関する相当高度な知見に加え、エネルギー分野におけるヒートポンプシステムの技術検証、地質・地盤分野における本市域特有の地層・地下水環境、ヒートアイランド分野における人工排熱低減等についての多角的かつ高度な能力や実績が必要である。

これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用した。

大阪市ホームページ上にて企画提案を募集、6月1日に外部の有識者による「令和3年度地中熱等導入促進事業調査業務委託にかかる公募型プロポーザル方式による事業者選定会議」を開催し、申請のあった2者について審査を行い、上記事業者が優れた提案者であるとして選定された。その結果を受けて、本事業の契約相手先として上記事業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課エネルギー政策グループ
(電話番号 06-6630-3483)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー（環境18号）の点検・整備業務委託

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

別表の容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーにより、容器包装プラスチックの安定的な収集・輸送体制の構築並びに容器包装プラスチック中継施設の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のロジスネクストユニキャリア株式会社（旧 TCM株式会社）製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を実施するものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるためには、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備の構造、機能に加え、補修方法などを総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要となり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を確実に入手できる製造元のロジスネクスト近畿株式会社（旧 TCM株式会社）が対応可能な唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

【別表】ショベルローダー配置施設及び型式

施設名	型式		製造車体番号
鶴見容器包装プラスチック中継施設	TCM株式会社	SD25T8	58F01007

【参考】労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者はショベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3252)

随意契約理由書

1 案件名称

ごみ収集車両運行管理システム データ抽出・検証機能追加業務委託

2 契約の相手方

J o k e r P i e c e 株式会社 代表取締役 住田 賢司

3 随意契約理由

2025年の大阪・関西万博の開催に向け“国際観光都市”をめざす中で、“まちの美化”は重要課題であり、令和3年7月1日から普通ごみの午前収集地域の拡大を行うこととしている。

このため、市民には、これまでは一律「9：00」までに出してもらおうよう要請してきたが、普通ごみの午前収集地域の拡大に合わせて、収集時間帯の目安をお知らせし、協力いただける方には直前にごみ出しをお願いするため、当面は午前・午後の区分（午前の収集：8時30分まで 午後の収集：12時30分まで）、年内には2時間前後の時間帯を想定（「9：00～11：00」の場合：9：00までに排出）している。

一方、カラス問題がクローズアップされる中、その原因は、街中に長時間ごみが滞留していることがあげられ、まち美化の観点から、ごみの排出時間と収集時間との差をできるだけ短くすることが政策的な課題となっており、その課題解決のためにも一層のICT活用による情報発信機能の強化が求められている。

当局におけるICTを活用した情報発信手段としては、現在局HPと「さんあーる」アプリを運用しており、それらに町丁目単位等でごみ種ごとに収集曜日や時間帯を表示する仕組みを導入することにより、さらに情報発信機能を強化する予定であるが、そのためには案内する収集時間帯のデータベースを作成する必要がある。

このデータベースの作成を確実にかつ迅速に実現するためには、現在運用している「ごみ収集車両運行管理システム」（以下、「運行管理システム」という。）に蓄積されたデータを活用し、車両ごとの動態を軌跡上から座標データの分布等を抽出して、収集時間帯を割り出す検証を行うことで解析を進めることが有益である。

こうしたことから、当該システムにデータ抽出・検証機能を追加する必要があるが、本システムは、J o k e r P i e c e 株式会社の持つシステムを本市仕様に数度カスタマイズして現在履行しているものであり、当該事業者は、本システムの詳細及び特性について、熟知していることから、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本業務を履行できる唯一の事業者である。

以上のことから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、J o k e
r P i e c e 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局事業部事業管理課（電話番号 0 6 - 6 6 3 0 - 3 2 2 1）

随意契約理由書

1 案件名称

西北環境事業センターほか4か所 給湯用温水ボイラ点検業務委託

2 契約相手方

(株)日本サーモエナー

3 随意契約理由

当該点検業務の給湯用温水ボイラは、(株)日本サーモエナーが独自の技術により設計・製造したものであり、今回の点検業務については、製造者独自の技術による温水ボイラ構造、使用部品等に加え、メーカー封印箇所部の点検を行う必要があり、温水ボイラの特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、当該機器を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性がある。

上記により、点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して一貫して責任を持たせることができるのは、製造者である(株)日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課 (電話番号 06-6630-3376)